

○民法及び商法における法定利率制度の見直し【平成 19 年度結論検討開始】

我が国における法定利率は、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 404 条において年五分、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）第 514 条において年六分と規定され、その何いずれもが、施行後 100 年余りの間、一度も実質的に改正されることなく現在に至っている。

民法第 404 条において民事法定利率が年五分とされたのは、制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年 5 % の利息を生ずべきものと考えられたからとされるが、ここ 10 年程の間、過去に類例を見ないほど低水準にある我が国の金利の現状を勘案すれば、民法及び商法における法定利率制度の在り方をの見直しに向けた検討を開始すべきと考えられる。

実際に諸外国では、フランスにおいては、1975 年に法定利率に変動金利が導入されている他たほか、ドイツにおいても、2002 年に、民法典第 247 条が規定する基礎利率を 3.62 % とした上で、欧州中央銀行主要再割引操作利率を関連利率とし、毎年 2 回、1 月と 7 月に変動させて官報に公示するとの改正が行われた。また、我が国においては、内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会による「平成 11 年度の税制改正に関する答申」（平成 10 年 12 月 16 日）を踏まえ、法人税・所得税・相続税に係る利子税の算出に当たって、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号により規定される商業手形の基準割引率（いわゆる公定歩合）を基礎として、各年の利子税の割合を変動させるとの内容で租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 93 条が設けられた。

したがって、こうした周辺事例も参考にしつつ、我が国の法定利率を現在の固定金利から変動金利へと変更することをも視野に入れて法定利率制度の在り方の見直しに向けた検討し、結論を得るを開始すべきである。

なお、法定利率制度の見直しに当たっては、金利の現状のほか、に基づく金利は、契約当事者が自ら計算して決済する場合があることを考え併せれば、制度の安定性や明確性、及び関係者の事務負担についても十分な配慮が必要であり、とされるところ、その水準の見直しは長期的かつ幅広い観点から検討すべきである。